

東京都市計画高度利用地区の変更（港区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更及び追加する。

面積欄の()内は変更前を示す。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考		
赤坂・六本木地区	港六六各区本本地赤坂一三丁目及び 港六六各区本本地赤坂一三丁目及び	A	約4.3ha (約4.3ha)	80/10 以下	30/10 以上	注3) 7/10 以下	300㎡ 以上	注4) 壁面線 1 m、2 m、 3 m、4 m 廃止面積 110㎡
		B	約1.3ha (約1.3ha)	50/10 以下	20/10 以上	注3) 4/10 以下	300㎡ 以上	注4) 壁面線 1 m、2 m、3 m 廃止面積 630㎡ 追加面積 610㎡
	港六六区本木一三丁目及び各地内	C	約0.3ha	注1) 70/10 以下	注2) 30/10 以上	注3) 8/10 以下	200㎡ 以上	注4) 壁面線 高さ20m未満4 m 高さ20m以上6 m
		D	約0.4ha	注1) 60/10 以下	注2) 30/10 以上	注3) 8/10 以下	200㎡ 以上	注4) 壁面線 高さ20m未満4 m 高さ20m以上6 m
	港六六区本木一丁目地内	E	約1.8ha	注1) 30/10 以下	注2) 10/10 以上	注3) 6/10 以下	200㎡ 以上	注4) 壁面線 2 m、4 m
		F	約0.7ha	注1) 30/10 以下	注2) 10/10 以上	注3) 6/10 以下	200㎡ 以上	注4) 壁面線 4 m、 高さ5 m未満4 m 高さ5 m以上2 m
合計	約8.8ha (約5.6ha)							

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

備考

- 注1) 但し、再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められている区域については、建築基準法第68条の5第1項の規定により、特定行政庁が認めたものは、容積率の最高限度に関する制限は適用しない。
- 注2) 但し、再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められている区域については、容積率の最低限度に関する制限は適用しない。
- 注3) 但し、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。
- 注4) 但し、公共用通路、広場の用に供するデッキの部分を除く。

理由

六本木一丁目西地区再開発地区計画の決定及び六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため高度利用地区を変更及び追加する。

変更概要

変更区域（A、Bゾーン）

種別	変更事項
高度利用地区 港区 赤坂一丁目及び 六本木一丁目 各地内	<p>地区の名称 変更なし 位置の変更 一部変更 面積の変更 一部変更 約5.6ha→約5.6ha 廃止面積 740㎡ 追加面積 610㎡</p> <p>容積率の最高限度の変更 変更なし</p> <p>建ぺい率の最高限度の変更 変更なし</p> <p>容積率の最低限度の変更 変更なし</p> <p>建築面積の最低限度の変更 変更なし</p>

追加区域（C、D、E、Fゾーン）

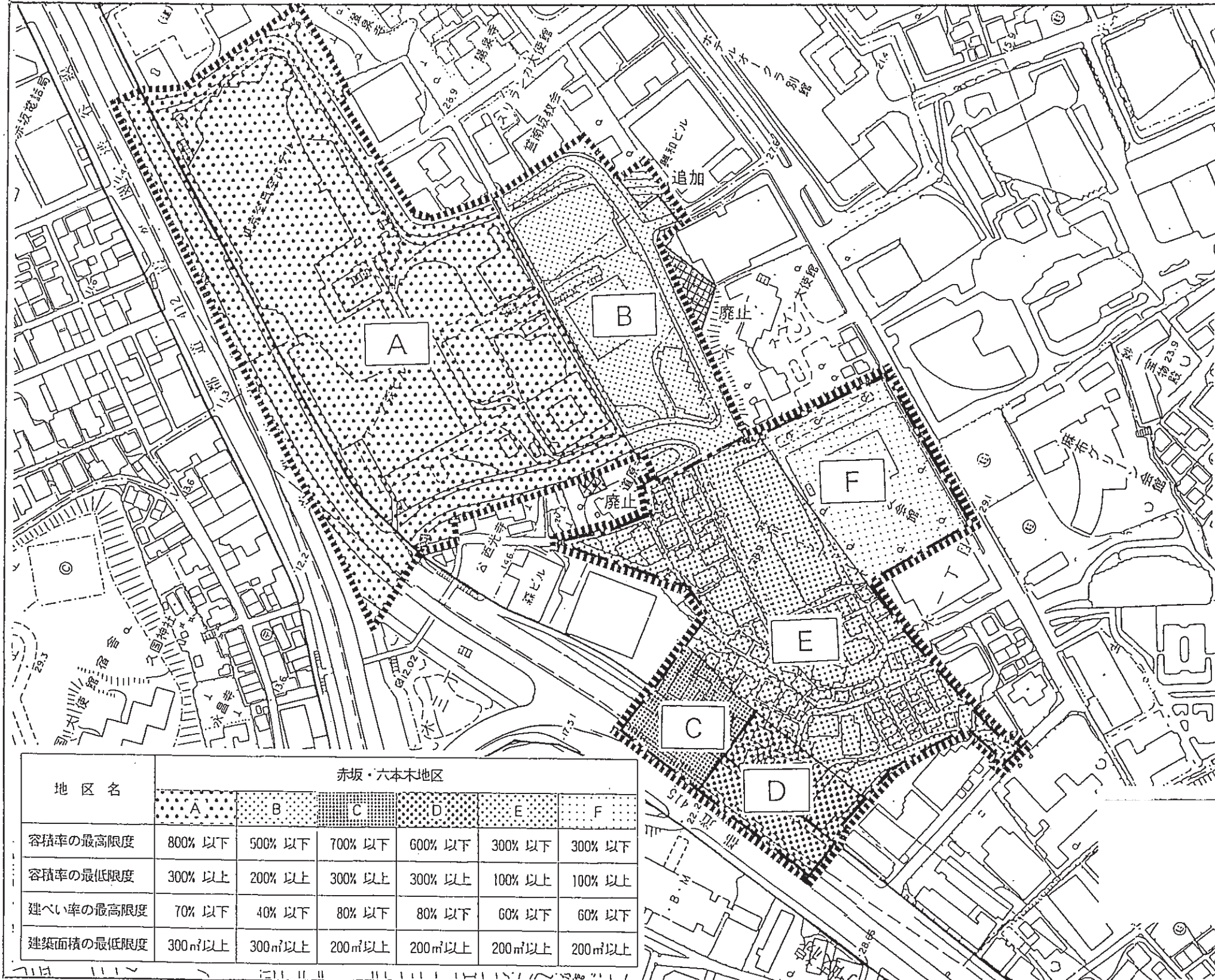
追加箇所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	備考
港区 六本木一丁目及び 六本木三丁目 各地内	約 3.2ha	約 6.5ha	約 9.7ha	追加指定 赤坂・六本木地区 既決定 ・赤坂・六本木地区 ・田町駅前西口地区
		今回変更区域 5.6ha 含む		

東京都市計画 高度利用地区 (港区決定)

赤坂・六本木地区
計画図(1)

計画区域 (変更・追加)
港区赤坂一丁目
六本木一丁目
六本木三丁目各地内

S=1:2,500



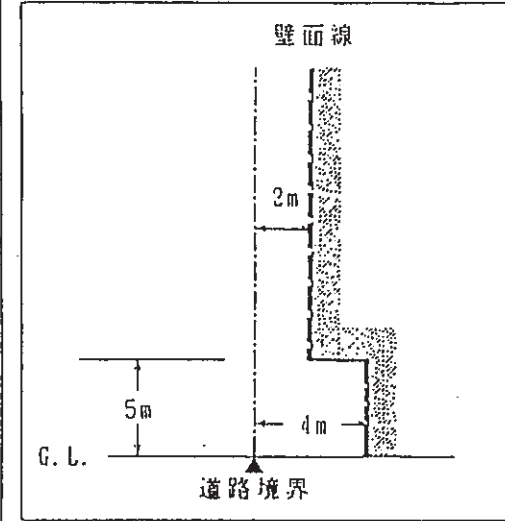
- 凡例
- 高度利用地区 赤坂・六本木地区
 - 六本木一丁目西地区 市街地再開発事業 施行区域
 - 高度利用地区 A(変更)
 - 高度利用地区 B(変更)
 - 高度利用地区 C(追加)
 - 高度利用地区 D(追加)
 - 高度利用地区 E(追加)
 - 高度利用地区 F(追加)
 - 一部変更区域(廃止)
 - 一部変更区域(追加)
 - 指定なし

地区名	赤坂・六本木地区					
	A	B	C	D	E	F
容積率の最高限度	800% 以下	500% 以下	700% 以下	600% 以下	300% 以下	300% 以下
容積率の最低限度	300% 以上	200% 以上	300% 以上	300% 以上	100% 以上	100% 以上
建ぺい率の最高限度	70% 以下	40% 以下	80% 以下	80% 以下	60% 以下	60% 以下
建築面積の最低限度	300㎡以上	300㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上	200㎡以上

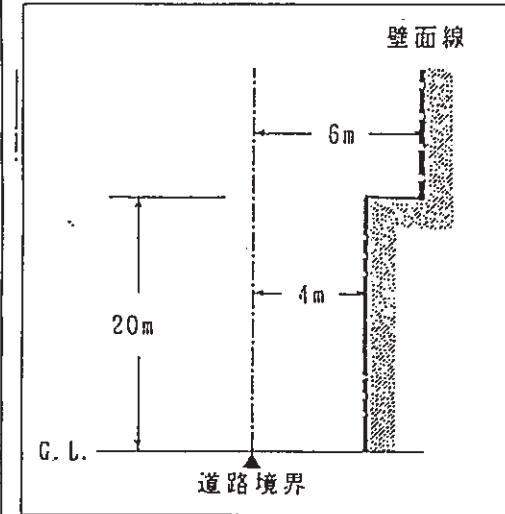


立体壁面図

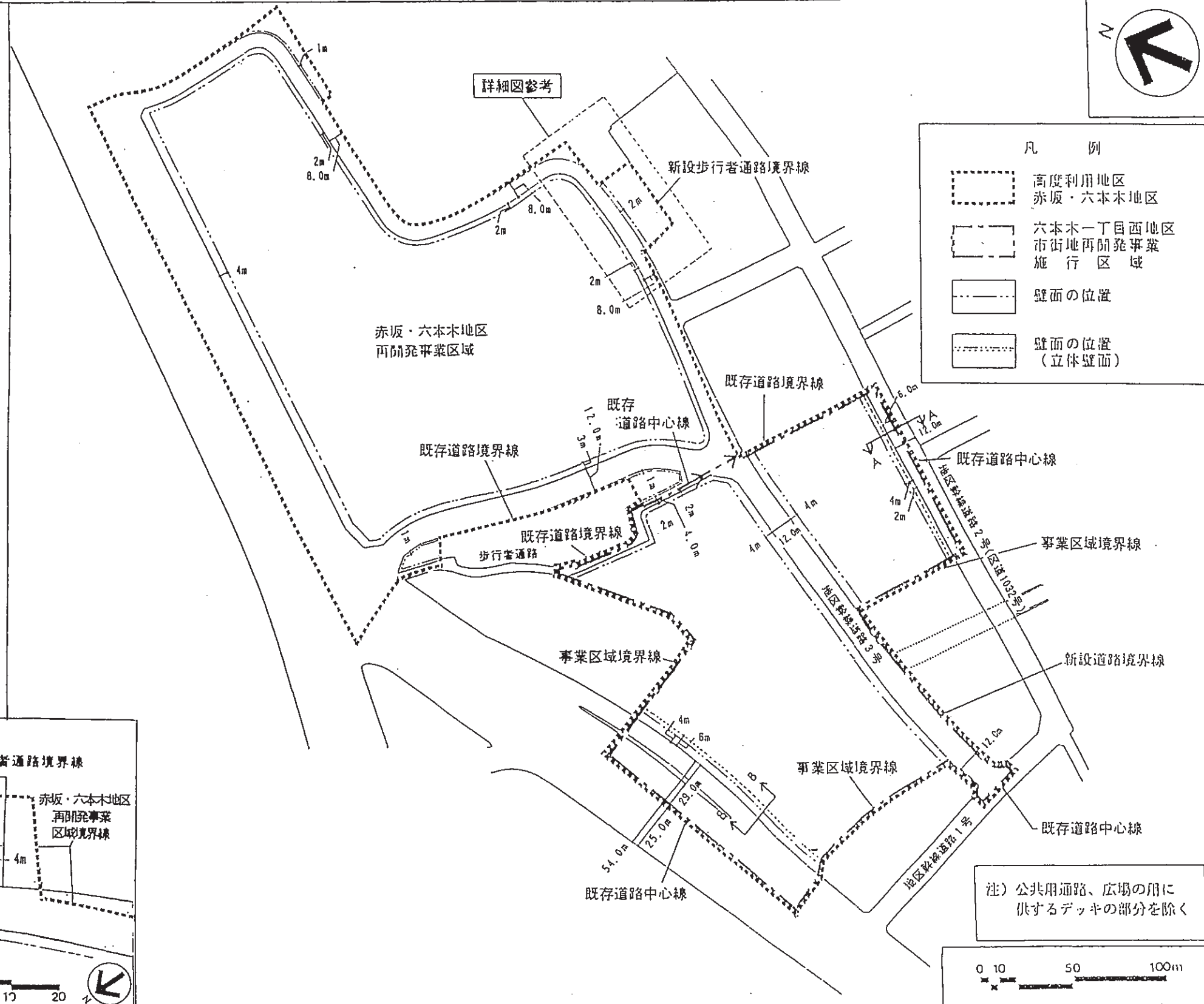
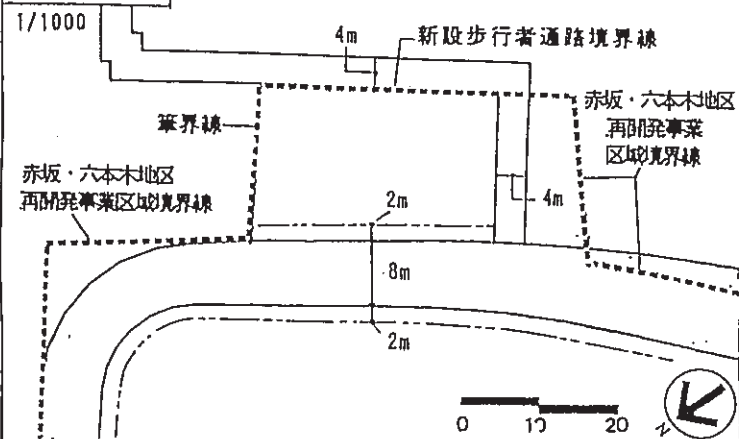
A-A 立体壁面



B-B 立体壁面



詳細図



凡例

	高度利用地区 赤坂・六本木地区
	六本木一丁目西地区 市街地再開発事業 施行区域
	壁面の位置
	壁面の位置 (立体壁面)

注) 公共用通路、広場の用に
供するデッキの部分を除く

